

県と公社等の委託事業に係る随意契約状況調査票(平成29年度)

部等名: 沖縄県 農林水産部
 課名: 村づくり計画課

公社等名: 沖縄県土地改良事業団体連合会

No.	委託業務名	委託業務内容	契約額(千円)	随意契約の方法			随意契約の理由	再委託の有無	再委託の理由	県の担当課
				1者随契	相見積	プロポーザル				
1	平成29年度補助版標準積算システム基礎単価入力作業委託業務	基礎単価入力業務	2,592	○			県内において、標準積算システムの補助版の使用承諾を受けている機関は、沖縄県の他には当該団体のみである。			村づくり計画課
2	平成29年度水利施設ストックマネジメントシステムデータ更新業務	システムデータ更新業務	2,592	○			当該団体は、農業水利施設や農地に関する地理情報を整備し、農業団体へ提供するための水土里情報システム(GIS)を所有しており、既存の水利施設ストックマネジメントシステムはこのシステムを基盤としており、データ更新について水土里情報システムを所有者の当該団体のみが実施することができる。			村づくり計画課
3	土地改良専門技術者調査報告書作成業務	調査、報告	1,178	○			各種の土地改良事業専門技術者が在籍しているのは当該団体のみであり、特に換地業務に関する業務を実施しているのは県内で当該団体のみである。			村づくり計画課
4	経済効果諸係数等算定業務	諸係数等算定業務	972	○			当該団体は、全国土地改良事業団体連合会という全国的なネットワークを有しており農業農村整備事業における経済効果算定に関する情報収集を行うのが有利である。			村づくり計画課

5	平成29年度赤土対策進捗管理システム作業委託業務	進捗管理システム作業業務	1,004	○			当該業務は、赤土流出防止の土本的対策の成果を赤土対策進捗状況管理システムに入力し、「沖縄県赤土等流出防止対策基本計画」の評価に係る基礎資料を作成する業務である。 同システムは、水土里情報システム(以下、GIS)を基盤に開発されていることから、GISを一元的に管理・運用している沖縄県土地改良事業団体連合会のみが当該業務を実施することができる。			農地農村整備課
6	読谷中部地区換地業務	換地業務	14,040	○			換地業務を行うには土地改良法第52条第4項により土地改良換地士の有資格者で実務経験を有するものでなければならない規定があり、同連合会以外には当該資格者がいない。また、確定測量は換地配分と密接に関わるものであることから同連合会を契約の相手方として随意契約を行った。			中部農林土木事務所
7	読谷中部地区農道台帳作成業務	農道台帳作成業務	5,267	○			農道台帳の作成については、農林水産省構造改善局長通達により「一貫した体制の下に統一的に実施することが重要である」として各都道府県の土地改良事業団体連合会を活用するよう指導があるため。			中部農林土木事務所
8	神宮地区農道台帳作成業務	農道台帳作成業務	918	○			「農道台帳の作成及び管理」は農林水産省構造改善局通達により「一貫した体制の下統一的に実施する必要がある」として各都道府県の土地改良事業団体連合会を活用するよう指導があるため			南部農林土木事務所
9	真謝・真西地区水利施設整備事業計画作成補足業務	計画業務	993	○			県財務規則第137条の2で定める額の範囲内のため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による)			北部農林水産振興センター

10	天仁屋地区設計業務(H29)	設計業務	702		○		県財務規則第137条の2で定める額の範囲内のため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による)			北部農林水産振興センター
11	伊平屋北部2期地区設計業務(H29)	設計業務	648		○		県財務規則第137条の2で定める額の範囲内のため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による)			北部農林水産振興センター
12	辺名地地区農道台帳作成業務	農道台帳作成業務	1,406	○			『農道台帳の作成及び管理』は、農林水産省構造改善局通達により『一貫した体制の下統一的に実施することが重要である』として各都道府県の土地改良事業連合会を活用するよう指導があるため。			北部農林水産振興センター
13	宮古島市福嶺南地区換地業務	換地業務	1,792	○			本業務の要件となる土地改良換地士を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。			宮古農林水産振興センター
14	宮古島市狭間地区換地業務	換地業務	615	○			本業務の要件となる土地改良換地士を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。			宮古農林水産振興センター
15	宮古島市更竹地区換地業務	換地業務	1,144	○			本業務の要件となる土地改良換地士を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。			宮古農林水産振興センター
16	宮古島市イリノソコ地区換地業務	換地業務	1,051	○			本業務の要件となる土地改良換地士を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。			宮古農林水産振興センター
17	宮古島市西原第3地区換地業務	換地業務	2,138	○			本業務の要件となる土地改良換地士を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。			宮古農林水産振興センター

18	宮古島市山底地区換地業務	換地業務	885	○			本業務の要件となる土地改良換地士を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。			宮古農林水産振興センター
19	多良間村カッジョウ地区換地業務	換地業務	1,544	○			本業務の要件となる土地改良換地士を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。			宮古農林水産振興センター
20	宮古島市加治道地区換地業務	換地業務	253	○			本業務の要件となる土地改良換地士を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。			宮古農林水産振興センター
21	宮古島市福地地区換地業務	換地業務	1,964	○			本業務の要件となる土地改良換地士を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。			宮古農林水産振興センター
22	宮古島市西新生地区換地業務	換地業務	669	○			本業務の要件となる土地改良換地士を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。			宮古農林水産振興センター
23	宮古島市魚口地区換地業務	換地業務	1,771	○			本業務の要件となる土地改良換地士を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。			宮古農林水産振興センター
24	宮古島市松原南地区換地業務	換地業務	17,442	○			本業務の要件となる土地改良換地士を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。			宮古農林水産振興センター
25	宮古島市西地区換地業務	換地業務	19,224	○			本業務の要件となる土地改良換地士を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。			宮古農林水産振興センター

26	宮古島市村越地区換地業務	換地業務	24,375	○			本業務の要件となる土地改良換地士を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。		宮古農林水産振興センター
27	宮古島市長中地区換地業務	換地業務	3,823	○			本業務の要件となる土地改良換地士を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。		宮古農林水産振興センター
28	宮古島市上地中部地区換地業務	換地業務	3,229	○			本業務の要件となる土地改良換地士を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。		宮古農林水産振興センター
29	宮古島市真良瀬嶺地区換地業務	換地業務	6,296	○			本業務の要件となる土地改良換地士を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。		宮古農林水産振興センター
30	宮古島市下南地区換地業務	換地業務	6,426	○			本業務の要件となる土地改良換地士を多数有し、県内で換地業務を行っているのは、沖縄県土地改良事業団体連合会のみであるため。		宮古農林水産振興センター
31	村越地区農道台帳作成業務	農道台帳作成業務	2,970	○			『農道台帳の作成及び管理』は、農林水産省構造改善局通達により『一貫した体制の下統一的に実施することが重要である』として各都道府県の土地改良事業連合会を活用するよう指導があるため。		宮古農林水産振興センター
32	国営宮古伊良部地区関連事業管理台帳作成業務(H29)	管理台帳作成業務	928	○			県で管理している国営宮古伊良部地区関連事業等の管理台帳情報を水土里情報システムに引き継ぐことで、国・県・市町村等が整備した施設の様々なデータを一元的に蓄積・管理することが可能となるため。		宮古農林水産振興センター

33	竹富町与那良原地区換地業務	換地業務	1,026	○			<p>換地業務は、土地改良法第52条第4項、同法施行令第48条の4及び同法施行規則第43条の2の3から第43条の2の8までの規定により、土地改良換地士(国家試験合格者)の有資格者でなければならないとされている。沖縄県土地改良事業団体連合会は、土地改良換地士や土地改良専門技術者など、当該事業遂行に必要な専門技術者を多数有しているため、本業務を適正かつ円滑に執行できる。</p> <p>本県においても、一般コンサル業者は、有資格者が極めて少なく、また、土地改良事業団体連合会以外では、土地改良換地業務を行っていない。</p> <p>以上のことから随意契約を行った。</p>		八重山農林水産振興センター
34	はてるま地区かんがい計画策定業務(H29)	計画策定業務	939	○			<p>平成28年度業務「はてるま地区かんがい計画作成業務」で作成した報告書において、より地域の実績に合った事業計画に修正を行う業務内容である。沖縄県土地改良事業団体連合会は、平成28年度の業務を受託していたため、現地調査等の作業を大幅に省くことができ、安価となる上、地区に精通しているため迅速な作業が期待できる。以上のことから、沖縄県土地改良事業団体連合会と委託契約を行った。</p>		八重山農林水産振興センター

35	与那国町南帆安地区換地業務	換地業務	3,564	○		<p>換地業務は、「換地業務における土地改良換地土」の関与の範囲の拡大について」(最終改正:平成23年4月1日付け22農振第2323号)において、土地改良換地土及び換地業務の実務経験が定められている。また換地業務は単年度ごとの契約ではあるが、成果の積み上げが最終的な換地計画となるため、業務の継続性が重要となる。沖縄県土地改良事業団体連合会は、土地改良事業の計画、測量設計、換地業務を総合的に実施している機関であり、特に換地業務に関しては、有資格者を多数有しており、併せてこれまでの数多い地区の換地業務実績に基づいて信頼性を参酌し、随意契約をすることにより業務の適正かつ円滑な執行を図ることができる。</p>		八重山農林水産振興センター
36	石垣市大座地区換地業務	換地業務	1,458	○		<p>換地業務は、「換地業務における土地改良換地土」の関与の範囲の拡大について」(最終改正:平成23年4月1日付け22農振第2323号)において、土地改良換地土及び換地業務の実務経験が定められている。また換地業務は単年度ごとの契約ではあるが、成果の積み上げが最終的な換地計画となるため、業務の継続性が重要となる。沖縄県土地改良事業団体連合会は、土地改良事業の計画、測量設計、換地業務を総合的に実施している機関であり、特に換地業務に関しては、有資格者を多数有しており、併せてこれまでの数多い地区の換地業務実績に基づいて信頼性を参酌し、随意契約をすることにより業務の適正かつ円滑な執行を図ることができる。</p>		八重山農林水産振興センター

37	満田原地区計画策定業務(H29)	計画策定業務	972	○			平成26年度業務「満田原地区ほ場整備計画策定業務」、平成27年度業務「権利関係調査業務」において作成した事業計画に変更があることによって、一部修正を行う業務内容である。 沖縄県土地改良事業団体連合会は、平成26年度、27年度の業務を受託していたため、現地調査等の作業を大幅に省くことができ、安価となる上、地区に精通しているため迅速な作業が期待できる。以上のことから随意契約を行った。			八重山農林水産振興センター
38	米節東地区参考資料作成業務(H29)	資料作成業務	810	○			県営米節東地区の事業の再評価に必要な資料を作成する業務である。沖縄県土地改良事業団体連合会は、当該地区における当初計画策定業務、実施設計業務及び経済効果算定業務を受託していたため、地区に精通しており業務の適性かつ円滑な執行が期待できる。以上のことから随意契約を行った。			八重山農林水産振興センター
合計			139,620	35	3	0		0		